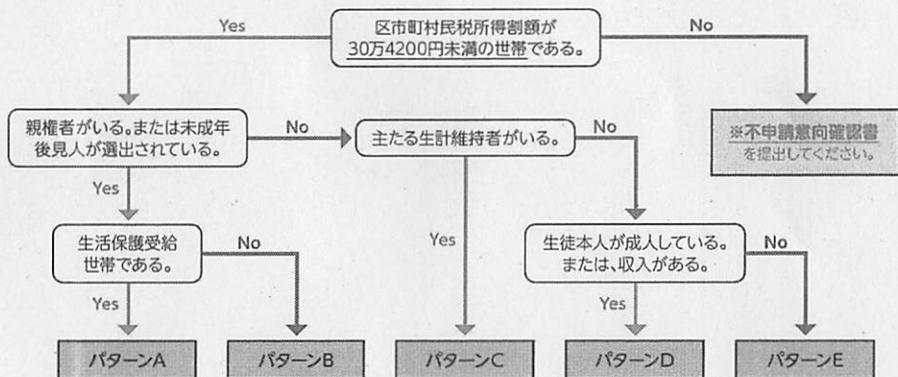




### 3 手続きに必要な書類



パターン	必要書類	発行機関
A	②生活保護受給証明書 ・平成29年1月1日時点で生活保護の対象であることが確認できるもの。 ・親権者が生活保護の対象となっている旨の記載があるもので、申請日前3か月以内に発行のもの。 ・平成29年度1月1日時点で生活保護の対象であることが確認できない場合は、Bの書類を提出してください。	福祉事務所 1枚
B	②区市町村住民税所得割額を確認できる書類(親権者または未成年後見人のもの) ・平成29年度住民税(非)課税証明書(記載事項の省略がないもの) ・平成29年度特別徴収税額通知書 ・平成29年度住民税納税通知書 いづれかを提出対象者の人数分提出	区・市役所 町・村役場
C	①申請書兼収入状況届出書 ②区市町村住民税所得割額を確認できる書類(主たる生計維持者のもの) 1枚 ③生徒本人の健康保険証の写し(国民健康保険の場合のみ④も提出) 1枚 ④住民票の写し(世帯全員記載のもの) ※個人番号の記載のないもの 1枚	区・市役所 町・村役場 各保護者 区・市役所 町・村役場
D	②区市町村住民税所得割額を確認できる書類(生徒本人のもの) 1枚 ③生徒本人の健康保険証の写し(国民健康保険の場合のみ④も提出) 1枚 ④住民票の写し(世帯全員記載のもの) ※個人番号の記載のないもの 1枚	区・市役所 町・村役場 各保護者 区・市役所 町・村役場
E	所得を確認できる書類の提出は不要です。 ①申請書兼収入状況届出書のみをご提出ください。	

#### ■ 書類提出上の注意事項

- 一度提出された書類は返却できませんので、課税証明書等の原本をお手元に残す必要がある場合は、その写し(コピー)を提出してください。写しを御提出いただく場合は、課税年度、氏名、区市町村住民税所得割額が分かるように複写してください。
- 源泉徴収票や給与明細書は、所得を確認できる書類としては認められません。
- 親権者全員の区市町村住民税所得割額の合算で審査するため、親権者全員分が必要です。ただし、親権者のうち、片方の親が配偶者控除を受けている場合、もう片方の親(控除対象配偶者)の区市町村住民税所得割額は最大で3,000円程度となるため、控除対象配偶者の課税証明の提出が不要となる場合があります。詳細は4ページの「6 よくある質問Q6」を確認してください。
- 親権者又は未成年後見人が次の四つのいずれかに該当する場合、その方の所得は審査の対象に含まれません。その方の所得を確認できる書類の提出は不要となりますので、手続上、親権者又は未成年後見人がいないものとみなして、必要書類を提出してください。
  - 一時的に親権を行う児童相談所長
  - 児童福祉施設の長
  - 法人である未成年後見人
  - 財産に関する権限のみを行使すべきこととされている未成年後見人
- 所得確認の対象となる方が課税期日(平成29年1月1日)に日本国内に在住していない等の理由により、課税証明書等が発行されない場合は、その方の所得を確認できる書類の提出は不要となります。

### 4 支給対象期間

手続・支給の流れ(全日制課程の場合)

学年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年生				申請書兼届出書 課税証明書等(平成29年度分) ↓ 学校に提出 申請								
2年生				申請								
3年生				申請								

支給対象期間(7月～翌年6月)

### 5 区市町村住民税所得割額を確認できる書類

以下の証明書等により確認ができます。図はイメージです。区市町村によって形式が異なります。

#### (1) 住民税(非)課税証明書

保護者が平成29年1月1日現在、住民登録している区・市役所、町・村役場で発行できます。

#### (2) 特別徴収税額通知書

保護者が会社等に勤務している場合、平成29年5～6月頃に勤務先を経由して交付されます。

#### (3) 住民税納税通知書

保護者が自営業者の場合、平成29年1月1日現在、住民登録している区市町村から交付されます。

※イメージ図

平成29年度 特別区民税・都民税 課税証明書

1月1日現在の住所氏名 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

平成28年1月1日から12月31日までの所得等

給与収入金額	〇〇〇円
公的年金等収入金額	〇〇〇円
その他の所得金額	〇〇〇円
所得控除額の内訳	
社会保険料控除	〇〇〇円
生命保険料控除	〇〇〇円
基礎控除	〇〇〇円
所得控除合計	〇〇〇円
課税標準額	123,400円
平成29年度 課税標準額	123,400円
特別区民税均等割	〇〇円
都民税均等割	〇〇円

区市町村住民税所得割額 ※ 都民税や均等割額の算入は不要です。

平成29年度 給与所得等に係る特別区民税

所得割額 123,400

氏名 東京 太郎

区市町村住民税所得割額 ※ 都民税や均等割額の算入は不要です。

#### ■ 提出された個人情報の取扱いについて

この制度において東京都教育委員会が収集する、生徒や保護者等の個人情報については、法令等に従い適正に管理します。なお、就学支援金に関する業務を他の事業者へ委託して行われる場合、委託先に対し、必要かつ適正な監督を行います。御提出いただいた所得確認書類は他の就学支援事業(給付型奨学金、東京都国公立高等学校等奨学のための給付金等)に利用させていただく場合がございます。あらかじめ御承知おきください。